

青森県報

第二千三百二十一号

平成十六年
四月三十日
(金曜日)

目次

規 則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

告 示

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五條第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正…………… (人事課) …… 一
青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十條の二第一項の知事が定める金額の一部改正…………… (同) …… 二
青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定…………… (青少年・男女共画課) …… 二
保安林の指定解除予定…………… (林政課) …… 三

公 告

土地改良区の定款変更の認可…………… (農村整備課) …… 三
右 同…………… (同) …… 三
建設業者の許可の取消し…………… (八戸県土整備事務所) …… 三
右 同…………… (十和田県土整備事務所) …… 四
右 同…………… (同) …… 四
右 同…………… (鯉ヶ沢県土整備事務所) …… 四

規 則

右 同…………… (同) …… 四
右 同…………… (同) …… 五
右 同…………… (同) …… 五
公安委員会…………… (生活保安課) …… 五
型式の検定適合遊技機…………… (生活保安課) …… 五

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第四十四号

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年三月青森県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第三百二十八号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号(青森県議会議員その他非常勤の職員

の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額)の一部を次のように改正する。

平成十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、二四三円	一三、一五八円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇六五円	一三、一五八円
二十五歳以上三十歳未満	五、九五四円	一三、一五八円
三十歳以上三十五歳未満	六、六六四円	一六、二二二円
三十五歳以上四十歳未満	七、一四〇円	一九、〇三五円
四十歳以上四十五歳未満	七、二六二円	二一、四八四円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇六七円	二一、六〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	六、四三九円	二一、七六九円
五十五歳以上六十歳未満	六、〇二六円	二一、三九二円
六十歳以上六十五歳未満	四、三三三円	二一、〇二五円
六十五歳以上七十歳未満	四、一四〇円	一六、二九九円
七十歳以上	四、一四〇円	一三、一五八円

附 則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百二十九号

平成八年五月十五日青森県告示第三百四十五号(青森県議会議員その他非常勤の職

員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額)の一部を次のように改正する。

平成十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

表常時介護を要する状態の項中「十万六千四百円」を「十万四千九百七十円」に、「五万七千五百八十円」を「五万六千九百五十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万三千五百円」を「五万二千四百九十円」に、「二万八千七百九十円」を「二万八千四百八十円」に改める。

附 則

- この告示は、告示の日から施行する。
- 改正後の表の規定は、この告示の施行の日の属する月の翌月以後の期間に係る介護補償について適用し、同月前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百三十号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
二六〇	書籍	ザ・ベストMAGAZINE 五月号 一四〇〇三・五	KKベストセ ライズ	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
二六三		ブブカマックス 五月号 一八〇一一・五	コアマガジン	
二六三		ビデオボーイ 五月号 〇七六七九・五	英知出版	
二六三		ウオーA組 マガジンWooooo 〇八三九八・〇五	マガジン・マ ガジン	

三六四	五月号	〇三九三・五	KKベストセ
三六五	コミック快樂天 五月号	一三八七七・五	ライズ
			社ワニマガジン

青森県告示第百三十一号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一(一) 解除予定保安林の所在場所
青森市大字駒込字南駒込山一の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 一(二) 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 一(三) 保安林を解除しようとする理由
ダム事業用地とするため
 - 二(一) 解除予定保安林の所在場所
青森市大字駒込字南駒込山一の一(国有林。次の図に示す部分に限る。)
 - 二(二) 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 二(三) 保安林を解除しようとする理由
ダム事業用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公

告

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、稲生川土地改良区の定款の変更を平成十六年四月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、西津軽土地改良区の定款の変更を平成十六年四月二十一日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 大前建設
- 二 氏名 大前 トキ
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字平内字小路合一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一）第一六八四〇号
- 五 取消年月日 平成十六年四月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実

平成十六年四月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社エース・エンジニア

二 代表者の氏名 三浦 敏明

三 主たる営業所の所在地 十和田市西十五番町三〇の一

四 許可番号 青森県知事許可（般・一）第一四八四三号

五 取消年月日 平成十六年四月十五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、とび・土工、鉄筋、ガラス、塗装、防水、内装仕上、建具工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 寺下建築

二 氏名 蛭名 良勝

三 主たる営業所の所在地 上北郡上北町中央南二丁目三二の二九〇

四 許可番号 青森県知事許可（般・一三）第一四〇四三号

五 取消年月日 平成十六年四月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工工事業に係る一般建設業の許可

平成十六年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 千田工務店

二 氏名 千田 功

三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字西松島二八五の一九

四 許可番号 青森県知事許可（般・一四）第一六〇八八号

五 取消年月日 平成十六年四月九日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十六年四月六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社丸三組
- 二 代表者の氏名 富田 洋子
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字浜町一〇〇の二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一二)第一五二九一号
- 五 取消年月日 平成十六年四月十三日

- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、舗装、造園工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年四月十三日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年四月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社富士興業
- 二 代表者の氏名 工藤 富士雄
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡鰺ヶ沢町大字中村町字中山ノ井一九四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一二)第一五〇六三号
- 五 取消年月日 平成十六年四月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年四月十四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年四月三十日

- 一 商号又は名称 山口建設
- 二 氏名 山口 芳光
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡木造町大字林字阿妻二七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般・一二)第二四六七号
- 五 取消年月日 平成十六年四月十二日

- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十六年四月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十六年四月三十日

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第二十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により告示する。

平成十六年四月三十日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ばちんこ遊技機	C R R ポ コ ッ プ H C	奥村遊機株式会社

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
CRハイスクール奇面組R	さいころ珍道中ZM	CRベルサイユのばらGX	CRベルサイユのばらVX	CRミンキーモモR	CRポパイFN	CRポパイHN	CRロボコップHC29	CRロボコップFC
マルホン工業株式会社	株式会社ニユーギン	〃	株式会社エース電研	タイヨーエレクトク株式会社	〃	サミー株式会社	〃	〃

(発行所・発行人)
青森市長島二丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目
番七七号 東奥印刷株式
会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭